

南北朝～戦国前期の「陣」について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-04-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 竹井, 英文 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/23977

南北朝・戦国前期の「陣」について

竹井 英文

はじめに

本稿は、城郭関係用語としての「陣」について、若干の考察を行うものである。近年、城郭関係の史料用語の検討が急速に進んでおり、そこからそもそも「城とは何か」という城郭研究の根本的な問題が議論されつつある。⁽¹⁾ 具体的な城郭関係用語としては、「城」「城郭」「館」「要害」「地利」などが挙げられるが、「陣」もその一つといえよう。

「陣」は、基本的には臨時的で仮設の軍事施設＝陣所と理解されることが多く、用語自体は中世を通じて登場するものの、特に南北朝期から戦国前期にかけて頻出する用語である。「陣」といえば、いわゆる陣城を思い浮かべることも多いであろう。陣城の研究は、戦国・織豊期の研究において、なかでも織豊系城郭の陣城の研究が大きく進展していることはよく知られているものの⁽²⁾、それ以前の、しかも史料用語としての「陣」については、これまであまり検討されてこなかったのが実情である。

ところが、二〇〇〇年代以降、「陣」に関する研究が大きく進展しつつある。鎌倉期から近世にかけての「陣」について概観した宮武正登氏の研究や、「陣」と芸能の関係を主として検討した

落合義明氏の研究⁽³⁾、戦国前期東国の「陣」について検討した松岡進氏の研究⁽⁴⁾、享徳の乱時における「陣」について検討した峰岸純夫氏の研究⁽⁵⁾、「松陰私語」にみられる「陣」についてまとめた北爪寛之氏の研究⁽⁶⁾、「五十子陣」に関する森田真一氏の一連の研究⁽⁷⁾などが相次いで発表された⁽⁸⁾。これらの研究により、「陣」の軍事的な面はもちろんのこと、政治的・経済的・文化的・宗教的な「場」としての側面も検討され、中世的な「陣」の実態が明らかにされつつあるのが現状といえよう。

こうした研究状況のなか、大きな議論を巻き起こす史料が発見された。後掲【史料1】の「足利高基書状写」である。そのなかに「相山之陣」という用語が記されていたため、近年の城郭研究において大きな問題となった、いわゆる「杉山城問題」に関する史料として注目をされたのである。筆者らは、この「相山之陣」は杉山城のことを指す可能性が高く、年代・築城主体の面で考古学研究の成果と合致することを指摘した⁽⁹⁾。杉山城の評価をめぐっては、いまだにさまざまな議論がされているものの、これにより城郭研究の世界において、改めて「陣」という用語に関する関心が高まってきているのが現状であるといえよう。

しかし、これまでの研究は戦国・織豊期の「陣」についての研

究が多い。それは、城郭研究そのものが、基本的には戦国・織豊期を主たる対象としてきたことと表裏の関係にあるだろう。後述するように、「陣」は南北朝・室町期に頻出する用語であるため、中世史料全体のなかで「陣」を考える必要性があるのではなからうか。

そこで本稿では、東国を主たるフィールドに南北朝～戦国前期の史料に登場する「陣」について、なるべく多くの史料を掲出しながら、その実態を考えていきたい。

一・「相山之陣」とはなにか

本稿では、「陣」という史料用語を、軍勢が着陣・在陣する駐屯地・結集地、つまりは陣所を意味する城郭関係用語として検討していくが、その前に「陣」関係史料の読み方を改めて確認しておきたい。

まずは、筆者らが杉山城関係史料として検討した史料を掲げる。

【史料1】⁽¹⁾

相山之陣以来、相守憲房走廻之条、神妙之至候、謹言、

九月五日

花押 「足利高基之由」

毛呂土佐守殿

これは、古河公方足利高基が、武蔵国毛呂郷（埼玉県毛呂山町）の領主毛呂土佐守に宛てた文書である。内容から、年代は永正九年（一五二二）から大永三年（一五二三）の間に比定される。大前提として、写しであることには留意したい。原本からの写し間

違いや意図的な改変の可能性、あるいは偽文書として作成された可能性など、さまざまな可能性に基づく批判は可能ではある。ただ、当時の史料と比較しても、書札札的にも文言的にも内容的にも登場人物的にも問題はない。もちろん、原本の発見が待ち望まれることには間違いないが、これまでまったく存在しないとされてきた杉山城関係史料として十分使用可能なものであることは、大方の研究者に了承されるであろう。

ここに「相山之陣」という用語が登場する。「相山之陣」以来、毛呂土佐守が上杉憲房を守護し活躍していることを足利高基が賞しているという内容である。この文書について、筆者は前稿にて「相山」という場所に上杉憲房が在陣し、そこに毛呂土佐守が馳せ参じ、以後も「供奉」「宿直警固」し、「相守」り続けていることを表していると理解するのが正しい⁽²⁾とした。つまり、「相山之陣」の「陣」は陣所であると理解したのである。

では、そのほかの研究者はどのように解釈しているのだろうか。たとえば、齋藤慎一氏は「杉山に陣が構えられていることになる」「山内上杉憲房が構えた「陣」である可能性は頗る高い」「相山之陣」こそ杉山城であると考えて良いであろう⁽³⁾と述べている。また、黒田基樹氏は「憲房が菅谷原（埼玉県嵐山町）後方の杉山城に在陣し、武蔵入西郡毛呂郷（同毛呂山町）の毛呂顕繁が同陣に参陣していることが知られる⁽⁴⁾」と述べている。両者ともに「相山之陣」を上杉憲房が構えた「陣」として捉えていることがわかる。

これに対して、「陣」の直後に「以来」が付くと修辭的・文法

的に「陣」は戦闘を意味するようになるとし、「これが杉山での戦闘を指すことは自明のことである。大方の文献史学研究者からみれば、わざわざ明文化して指摘することさえ憚られる次元のものと思われる」「文書の誤読でしかないとする主張が最近一部にみられるようになった。⁽¹⁵⁾それを根拠の一部として、杉山城は戦国前期の城ではないのである。看過できない批判である。はたして、筆者や齋藤氏・黒田氏は基礎的な誤読をしているのであるか。

そもそも、「陣」の直後に「以来」が付くと「陣」は戦闘を意味するようになるという言葉の説明・理解自体が理解できない。また、仮に「相山之陣」が杉山での戦いを意味するとしても、杉山で戦いがあり、同時期の城跡があるのだから、その戦いと城跡を結びつけて考えることに何か根本的な問題があるのだろうか。そのようにして文献史料を使う研究は、これまでも普通に行われてきたことであり、その城が当時存在していた根拠として使っても問題はないだろう。そのため、「相山之陣」が戦いか陣所かを論じて杉山城の年代観・築城主体をめぐる議論にとつてはほとんど意味がないのであるが、それでも本稿では「相山之陣」陣所という点にいささかこだわっていききたい。

「陣」という用語は、現代でもそうだが、さまざまな意味を持つものの、大きく分けて二つの意味がある。一つは、出陣・着陣という行為およびそれにともなう軍勢の駐屯地・陣所の意味、もう一つは戦い・合戦・軍事行動全体の意味である。「大坂夏の陣」

という場合の「陣」は、陣所ではなく軍事行動全体を意味するものであることは、いうまでもなく当然のことである。小田原合戦を「小田原御陣」と、朝鮮出兵を「高麗御陣」と当時呼んでいたことはよく知られるが、これも同じである。南北朝・戦国前期の史料でも、同様の「陣」の事例が少ないながらもある。いずれの点も言葉として常識の範囲であろうが、念のため前稿で指摘しておいた。⁽¹⁶⁾

では、なぜ「相山之陣」を陣所と解釈したのか。これも前稿にて詳しく述べたのだが、⁽¹⁷⁾今一度関連史料を挙げて検討したい。【史料1】と同じく古河公方の文書のなかに、次のような史料がある。

【史料2】⁽¹⁸⁾

従村岡御陣以来、于今在陣神妙候、仍被下所帶等事、及違乱人等雖有之、不可有相違候、謹言、

享徳四年 1433
五月十八日

(足利成氏)
(花押)

赤堀下野守殿

これは、享徳の乱の際に古河公方足利成氏が、上野の領主赤堀時綱に宛てた文書である。冒頭に「村岡御陣より以来、今に在陣神妙に候」とあり、「村岡御陣」以来、今に至るまで在陣していることを褒め称えているものである。同じ古河公方足利氏の文書で、【史料1】とほぼ同じ文言・形式の文書であることは明白である。では、この「村岡御陣」とは何であろうか。それが明確にわかるものとして、以下の史料を前稿にて掲げた。

【史料3】⁽¹⁹⁾

(足利成氏)
(花押)

赤堀孫四郎政綱申軍忠事

右、去享徳四年二月十七日夜善信濃入道・同三河守庶子等在所悉焼落、同十八日亡父下野守時綱武州村岡御陣馳参在陣仕、同三月三日古河江供奉仕、同十四日一揆悉弛 御陣、雖致御敵於時綱相残御方在々所々致宿直警固、同六月廿四日足利御陣御供仕、同七月九日至小山 御陣供奉仕令在陣、同十月十五日宇都宮御敵出張之間、小山下野守同心仁於木村原合戦仕、親類家人数輩被疵、同十七日小野寺江馳越令在陣、同十二月十一日只木山御敵没落以後者、蘭田・足利所々令在陣致宿直警固、翌年正月七日夜那波郡福島橋切落警固、御敵等数輩討捕畢、同正月廿四日殖木・赤石江御敵出張之間、馳合致合戦数輩討捕、同二月廿六日於深巢合戦、長尾兵庫助并沼田上野守手仁懸合、下野守時綱・同孫三郎兄弟討死仕、其外親類家人数輩（以下欠）

これは、時綱の息子である赤堀政綱が父時綱の軍忠について書き出し、足利成氏の証判をえた軍忠状であり、【史料2】と密接に関係するものである。ここには、享徳の乱時における成氏や時綱の当時の動向が詳細に記されている。享徳四年の二月十八日に時綱が成氏の「村岡御陣」に馳せ参じて在陣し、三月三日に成氏とともに古河へ移動、六月廿四日に成氏の「足利 御陣」に、七月九日に「小山 御陣」に供奉して在陣し、その後木村原において「合戦」をしていることがわかる。時綱は、「村岡御陣」に馳せ参じて在陣していたのである。そもそも村岡は、南北朝期以来、しばしば陣所として機能していたことで著名な場所であり、この

「村岡御陣」は明らかに成氏が武蔵国村岡に構えた陣所である。よって、【史料2】の「村岡御陣」も同じことを指すのであり、成氏の陣所であった「村岡御陣」に馳せ参じて以来、という解釈になる。「陣」が陣所を意味する典型例として、前稿で取り上げたつもりである。

ところが、この「村岡御陣」も、直後に「以来」が付くから村岡での戦いを意味するという批判がある。⁽²⁰⁾はたして、そうなのか。上記の説明で事足りているはずなのだが、試みにこれまでの研究史において【史料2・3】の「村岡御陣」はどのように解釈されてきたのかを確認しておこう。

たとえば、峰岸純夫氏は「村岡御陣に馳参⁽²¹⁾」と、久保田順一氏は「時綱らは成氏の村岡陣に参向するに当たって、村岡陣には上州一揆の多くが参陣しているので⁽²²⁾」と、阿部能久氏は「武蔵を転戦し二月十八日には武蔵村岡に在陣していた成氏は、その後、三月三日までの間に下総古河に入ったようである⁽²³⁾」と、則竹雄一氏は「享徳四年二月二十八日^(ママ)に武蔵村岡に着陣し⁽²⁴⁾」と、山田邦明氏は「二月に武蔵の村岡に陣を取り⁽²⁵⁾」と、黒田基樹氏は「二月十八日に武蔵国村岡に着陣し⁽²⁶⁾」と、『神奈川県史』では、「成氏は二月十八日武蔵村岡に在陣し⁽²⁷⁾」と、『新編埼玉県史』では「二月十八日には武蔵村岡に入っていた⁽²⁸⁾」と、『群馬県史』では「その後二月十八日には武蔵村岡に在陣し、三月三日には下総国古河に入⁽²⁹⁾った」と、『熊谷市史』では「村岡の足利成氏陣に、赤堀時綱が着陣する⁽³⁰⁾」と、『日本歴史地名大系』では「康正元年（一四五五）五月一八日鎌倉公方足利成氏は、赤堀時綱の村岡御陣以来の在陣

を賞しており、翌年のものと推定される赤堀政綱軍忠状写には、政綱の亡父時綱が享徳四年（一四五五）四月一八日に村岡御陣に参陣したことが記される⁽¹⁾と、群馬県立歴史博物館図録では「足利成氏の本陣⁽²⁾」と解釈している。また、佐藤博信氏は「足利御陣」と「小山 御陣」が関字となっていること、「村岡御陣」には関字が見られないが、それはちょうど「御陣」の部分で行替えされているためであったことを指摘し、古河公方の「御陣」が貴人の居所として関字の対象となっていたことを指摘している⁽³⁾。このように書き出すまでもなく、享徳の乱時に村岡が成氏の陣所となっていたことは中世東国史研究においては常識であり、どの研究でも【史料2・3】の「村岡御陣」を成氏の本陣たる「御陣」と捉えているのである。

なお、これも前稿にて述べたが、基本的に当時の史料では、個別の戦い・戦闘は「合戦」と表現され、「陣」とは区別して使用されている⁽⁴⁾。この点も、史料集を一覧すれば明らかである。

これらを踏まえると、【史料1】の「相山之陣以来」というのも、杉山での戦い以来ではなく、上杉憲房が杉山に在陣し構えた「陣」へ毛呂土佐守が馳せ参じて以来、と解釈するのが極めて自然であることがわかるだろう。

【史料1】の解釈については、本来ならこれだけで十分なはずなのだが、念のためもう少し丁寧に説明をしていきたい。ここでのポイントは、軍勢を率いる大将の「陣」に馳せ参じるという行為そのものの持つ意味である。筆者は前稿にて「当時は「陣」に馳せ参じることそのものが、さらにその「陣」に「供奉」して「宿

直警固」することが重要な軍忠であったことがわかる。これも南北朝期から一貫したものであり、「陣」を考えるうえでのポイントとなる「陣」とは軍勢が駐屯している場そのものを指す言葉と捉えるべきで、その実態はさまざまなのである⁽⁵⁾と述べた。この点について、ほかの史料を参照しながら確認していきたい。

二・軍勢の駐屯地・結集の場としての「陣」

そもそも、中世の文書を読む、史料を読解するということは、ただ単に文字だけをみて解釈するものではない。【史料1】を正確に解釈するためには、少なくとも次の四点を押さえるなければならないだろう。すなわち、①文書の様式・機能を押さえる、②当時の軍勢動員・召集のあり方を押さえる、③古河公方文書の一つとして考える④戦国前期東国、中世東国、ひいては中世史の史料の一つとして考える、である。

まずは、①について説明したい。文書を読解するうえでの大前提として、その文書が誰によっていかなる様式で作成され、どのように機能し効力を発揮する文書なのか、という点を押さえるければならない。それを押さえずに、文書の正確な読解は不可能であろう。今回の【史料1・2】は、いずれも着到行為や軍忠を賞する文書で、書状形式の感状であり、【史料3】は典型的な軍忠状である。つまり、いずれも着到状・軍忠状といった中世の軍事関係文書の一つということになる。

では、着到状・軍忠状とは何か。着到状は「地頭御家人などの

武士が、不測の変事に際して、幕府などから不時の軍勢催促（出陣命令）を受けてそれに応じ、あるいは自ら変事を知って自発的に、いち早く馳せ参じたことを記して提出する文書」であり、軍忠状は「武士が従軍し戦闘に参加した時、軍忠を尽くした状況や、自身及び従者の負傷、戦死などを上申する文書」である。³⁶ いずれも、自己の忠節を申告し確認してもらうために提出するもので、証判を受けることを目的とし、後日の恩賞の給付や安堵を申請する際、主張の正当性の根拠となるものである。着到状・軍忠状の類は、室町期までは多くみられるが、戦国期になると徐々に減少し、戦国後期にはほぼ消滅することが知られ、こうした変化には戦国期にかけての軍勢編成や戦功認定のあり方の変化に加え、感状の増加があると指摘されている。^{【史料1・2】}も、そうした文書の一つなのである。

それを踏まえたうえで、②についても同時に検討したい。中世の軍勢は、大将から各地の武士たちが軍勢催促状などにより軍勢催促を受け、あるいは自発的に大将のもとに馳せ参じ結果して編成されるのが一般的である。武士たちの自立性は高く、彼らの主體的な判断によって軍勢に加わるかどうかが決まる。よって、大将のもとに馳せ参じる、つまりは着到行為そのものが軍忠なのであり、だからこそ着到を証明する着到状が発給される。そして、武士たちが馳せ参じる場所は、大将の居所、つまりは本陣であり、それは史料中には「陣」と表現されることが非常に多い。³⁷ 大将のどこの「陣」に馳せ参じたのが当時の武士たちにとって極めて重要な問題であったのであり、だからこそ軍事関係文書に「陣」

に馳せ参じるという表現が頻出するのである。峰岸純夫氏は「陣所はその地名を冠して「陣」と呼称されてその参加者には名譽の記憶として留められる場合が多い」と、松岡進氏は「南北朝期の軍忠状が拳がったと思いますが、僕は少なくとも證判を求めている相手が何とか御陣にいて、そこに自分が馳せ参ったということを書いてるので、地名なり陣所なりを指しているものだろうと思います」³⁹と述べているが、まさにそういうことなのである。以上のことは、中世史研究では常識の部類に入ることだろう。

次に、③・④について検討したい。③については、^{【史料2・3】}を挙げて先述したとおりである。改めてまとめると、「村岡御陣」は明らかに足利成氏が村岡に構えた陣所であり、村岡がしばしば陣所となり軍勢の集合場所になっていたことは研究史的に常識である。そして、成氏の村岡の「御陣」に赤堀時綱が馳せ参じ、それ「以来」成氏軍の一員として在陣していることを賞したもので、^{【史料1】}と同じ古河公方の文書として同形式・同内容のものである。

では、④について、詳しく検討したい。②とも関わるが、実は^{【史料1・3】}と同様のものは、南北朝・室町期東国の着到状・軍忠状にしばしばみられるものである。実例をいくつか掲出してみよう。

【史料4】⁴⁰

着到 吉河又次郎実経申着到事、

右、今年二月十一日、馳参和州平田御陣者也、仍着到如件、

⁽¹³⁴⁸⁾
貞和四年二月 日

「承候了（花押）」

これは東国の史料ではないものの、和泉国の「平田御陣」に吉川実経が着陣したことを示すものである。大将の「御陣」に着到する行為そのものが重要であったことがよくわかる典型的な文書である。

【史料5】⁽⁴¹⁾

従上杉安房守着陣武州府中之条、尤以神妙、不廻時日、可抽戦功也、

「永享十二」

^(永享十年 1438)
十一月一日（花押）

長尾因幡守とのへ

これは、永享の乱の時に、室町將軍足利義教が長尾実景に与えた感状である。実景が武蔵府中に着陣したことを軍勢の大將である上杉憲実が足利義教に報告し、それを受けて義教から実景に対して出された文書ということになる。武蔵府中に着陣したことそのものが軍忠なのであり、それが軍勢の大將から上位権力に披露され褒賞されるといふ、これも典型的なパターンの文書である。

【史料1】も、これとまったく同じパターンだろう。上杉憲房の「栢山之陣」に毛呂土佐守が参陣したことを憲房が足利高基に披露し、それを受けて高基から毛呂土佐守に対して出された文書と考えるべきだからである。

そして、次の史料に特に注目してもらいたい。

【史料6】⁽⁴²⁾

着到

波多野次郎左衛門尉高道申

右、依小山下野守義政御対治御発向間、去六月廿日馳参武州国符御陳以来、至迄テ義政降参之期、致軍忠之上者、賜御証判、為備後証着到如件、

⁽¹³⁸⁰⁾
康暦二年九月十日

「承候了 在判」

【史料7】⁽⁴³⁾

着到 高麗兵衛三郎師員軍忠次第事

右、小山下野守義政御対治御進発之間、属当御手、去六月十八日馳参武州国符以来、於村岡・^(足)利・天明・岩船、其外在々所々御陣、致宿所警固□、同八月九日小山祇園城北口被召御陣之時、御敵出張之間、抽忠節追入城内畢（以下略）

⁽¹³⁸⁰⁾
康暦二年十月十日

「承了（花押影）」⁽⁴⁴⁾

【史料8】⁽⁴⁴⁾

目安

鹿嶋烟田刑部太郎輔重幹申軍忠事

右、為小山下野守義政対治御発向間、去六月十八日最前馳参武蔵府中、村岡・天明、惣致在々所々宿直警固、属鹿嶋兵庫大夫幹重手、八月十二日大聖寺御陣取之合戦随分致忠節、同廿九日義政屋敷西木戸口合戦之時、進先陣致至極合戦之处、家人小高根三郎左衛門尉・塙衛門二郎被疵事、無其隱者也、然者早賜御証判、為備後代亀鏡、目安言上如件、

⁽¹³⁸⁰⁾
康暦二年十月 日

「承候了 在判」

【史料6-8】は、いずれも着到状・軍忠状で、第一次小山義政の乱の経過が記されているものである。【史料6】には「武州国符御陳に馳せ参じて以来」と、【史料7】には「武州国符に馳せ参じて以来」と、【史料8】には「最前武蔵府中に馳せ参じ」とある。いずれも同じことを指しているのは明らかである。また、いうまでもなく「武州国符御陳」と「武州国符」「武蔵府中」は同じことを指しており、そのため「武州国符御陳」とは鎌倉公方足利氏満の軍勢が駐屯する武蔵府中・国府に構えられた「陣」、武士たちが結集・着到する場を指していることもまた明らかである。これらは、いずれも氏満が武蔵府中に構えた「御陣」に馳せ参じ、それ「以来」氏満軍の一員として小山へ向かう「在々所々」の「御陣」で「宿直警固」し、小山城で合戦をして活躍したことを記したものである。

念のため、これらの史料が研究史においてどのように解釈されているのかを確認しておこう。たとえば、渡辺世祐氏は「親から武蔵府中の高安寺に次で尋で大里郡村岡に陣す」と、松本一夫氏は「氏満は…自らも武蔵国府中、さらに村岡に陣した」と、峰岸純夫氏は「鎌倉府、武蔵府中に軍勢を集め」「上杉朝宗(禪助)に率いられた鎌倉府軍は、武蔵府中で軍勢を結集し」と、齋藤慎一氏は「武蔵国府中が集合場所であつたらしい」と、『新編埼玉県史』は「氏満自らも鎌倉を出て武蔵府中に入り、ついで村岡に移った」としている。いずれも、軍勢の駐屯地・結集地たる「陣」として捉えていることがわかる。そもそも敵は小山にいる小山義

政であつて、武蔵府中や村岡で合戦は起きていないのである。

これらと同様の史料は、「去年四月廿六日馳参天明御陣以来、於岩船山・小玉塚・本沢河原取陣、同六月廿六日千町谷御合戦之時、致戦功」や「為小山下野守義政御対治御進発之間、去年永徳元年五月廿七日令随逐鹿嶋兵庫大夫幹重、馳参兒玉塚御陣以来、属于当御手、於在々所々宿直警固仕訖」のように、東国の史料に多々見られ、いずれの「御陣」も陣所と解釈されていることを付言しておきたい。

また、「陣」は馳せ参じた武士たちが「警固」する場であつたことにも注意したい。【史料7】からは、高麗師員が府中・村岡・足利・天明・岩船そのほか「在々所々」の「御陣」において「宿所警固」をしていることがわかるが、いずれの「御陣」も合戦を意味するのではなく、まさに「警固」の対象となる場「陣」であつた。【史料8】でも、畑田重幹が同じように府中・村岡・天明などで「宿直警固」をしている。「陣」において「宿直警固」をすることは、やはり大事な軍忠の一つであり、広く中世の軍事関係文書にみられるものである。ちなみに、ここでも「陣」と「合戦」は区別して使われている。

このように、同様の史料は南北朝・室町期東国の史料に多数みられるのであるが、ではほかの地域ではいかがだろうか。そこで、西国の軍忠状をみてみよう。

【史料9】

安芸国大長莊庶子但馬雅楽助経中申軍忠事

右、去永和三年八月廿五日、馳参肥後国板井原御陣以来、於

所々致忠節之条、御見知上者、早賜御證判、為備後證、粗言上如件、

（1378）
永和四年三月 日

「承了（花押）」
（今川仲秋）

これは、九州探題今川了俊の弟である今川仲秋（頼泰）が証判を加えた軍忠状である。【史料3・6・8】と同様、典型的な軍忠状である。ここでは「板井原御陣」が登場する。板井原とは、現在の熊本県菊池市にあたり、南北朝時代においてしばしば陣所や合戦の舞台となったことで知られる場所である。では、この「板井原御陣」も「以来」が付くから板井原での戦いを意味するのだろうか。⁵³ 答えは否であろう。【史料3・6・8】とまったく同じように、明らかに大将である今川仲秋の「御陣」へ馳せ参じ、それ以来所々で忠義を尽くしたことが記されている文書である。くどいようだが、そのことをはっきりさせるためにも、関連史料を掲げよう。

【史料10】⁵⁴

安芸国大朝莊一分地頭虎熊九代市原左衛門尉経頭申軍忠事

右、去永和三年八月廿五日、馳参肥後国板井原之御陣仁、至于目野山令宿直之处、今年永和四三廿五当国南郡对隈元敵城仁、藤崎城一方之城衆天草一族（以下略）

（1378）
永和四年八月 日

「承了（花押）」
（今川了俊）

【史料11】⁵⁵

安芸国大長莊庶子吉河繼殿助経重申軍忠事

右、去永和三年八月廿五日、馳参肥後国板井原以来、所々御合戦令御供、致軍忠畢、就中永和四年三月廿六日、南郡凶徒等蜂起之間、別駕発向之時、則属其手、而抽忠勤者也、次於目野御陣、致忠節之条、御見知之上者、早賜御證判、為備後證、粗言上如件、（以下略）

（1378）
永和四年三月 日

「承了（花押）」
（今川仲秋）

【史料12】⁵⁶

安芸国大朝莊地頭一分庶子甲斐守経房申軍忠事

右、去永和三年八月廿五日、差進肥後国板井原之御陣仁代官弥重孫九郎弘清於、至于目野山令宿直之处、今年永和四三廿五、当国南郡对隈元敵城仁、藤崎城一方之城衆天草一族（以下略）

（1378）
永和四年八月 日

「承了（花押）」
（今川了俊）

すべて、永和三年八月廿五日と同じ出来事のこと記されている軍忠状である。【史料10】には「板井原の御陣に馳せ参じ」とあり、【史料11】には「板井原に馳せ参じて以来」とある。これが【史料9】の「板井原御陣に馳せ参じて以来」に対応することは明白であり、先述した【史料6・8】にみえる「武州国符御陣に馳せ参じて以来」と「武州国府に馳せ参じて以来」「最前武蔵符中に馳せ参じ」との関係とまったく同じである。そして、【史料12】では「板井原の御陣に」代官が派遣されていることがわかる。これらのことからしても、「板井原御陣」とは合戦ではなく

武士たちが結集・着到した場＝陣所なのである。これらの史料を『大日本史料』では「北黨今川頼泰、板井原二陣ス」⁽⁵⁷⁾と、『史料綜覧』では「今川仲秋、肥後板井原二陣ス」⁽⁵⁸⁾と、田中義成氏は「翌三年八月十二日に至り、仲秋は又義弘等を率ゐて肥後に入り、更に進んで菊池郡板井原に陣し、之を根據として隈本城を攻む」⁽⁵⁹⁾と、杉本尚雄氏は「同（永和）三年八月から、了俊の大軍は肥後合志郡板井原に集められた」⁽⁶⁰⁾と、由良哲次氏は「今川仲秋、肥後板井原に陣する（吉川文書等）」⁽⁶¹⁾としているが、当然のことといえよう。⁽⁶²⁾

今少し、同様の事例を挙げておきたい。

【史料13】⁽⁶³⁾

吉河五郎入道仁心代堀四郎光重申軍忠事、

右、仁心為老体病者之間、為堀四郎光重代官、去三月十八日、

摂津国馳参瀬河宿以来、属于当御手、宇治・荒坂山・松井・

洞嶺於所々御陣致忠節畢（以下略）⁽¹³⁵²⁾

観応三年五月 日

「承了、（花押）」

【史料14】⁽⁶⁴⁾

草野孫二郎永幸申軍忠事、

右、去四月五日、御所御成高良山以来、於所々御陣致警固、

自同廿八日於肥前国田手御陣、迄于同七月六日致不退宿直（以

下略）⁽¹³⁵³⁾

正平八年七月 日

【史料13】では、吉川仁心の代官たる堀光重が、「摂津国の瀬河

宿へ馳せ参じて以来」、宇治以下の「所々御陣」で活躍したことが記されている。この「瀬河宿」は、どう考えても戦いではなく、「宿」という場である。【史料14】では、「御所（懷良親王）高良山へ御成り以来」とあり、この「高良山」も九州の高良山という場であることはいうまでもない。いずれも直接「陣」とは表現されていないものの、軍勢の駐屯地・結集地たる「陣」そのものである。

このように、同様の史料は、西国においても一般的にみられるものであり、挙げれば枚挙に暇がない。⁽⁶⁵⁾つまり、東国・西国を問わず、着到状・軍忠状など中世の軍事関係文書における「陣」とは、基本的には軍勢が着陣・在陣する場、つまりは駐屯地・陣所を意味するものであり、大将の「陣」に馳せ参じて軍勢に加わり、その後も「御共」「供奉」し、軍勢が移動するたびに各地に構えられる「陣」の「宿直警固」をすることが軍忠そのものであったのである。だからこそ、大将のどこの「陣」から加わり、どこの「陣」へお供していったのかを自身で申請し、大将や上位権力から証判をうけたり感状をもらったりするのである。

最後に、戦国前期東国史料のなかの「陣」について、触れておきたい。そもそも、着到状・軍忠状など軍事関係文書に限らず、当時の史料に登場する「陣」は、基本的に陣所の意味で使用されている。このことも、すでに前稿にて繰り返し指摘しており、多くの文書史料のみならず「松陰私語」や「太田道灌状」などの記録史料まで含めた研究である松岡進氏や北爪寛之氏の研究などに大変詳しいので、そちらに譲りたい。

以上、長々と説明してきたが、古文書学の基礎知識、中世文書・中世東国関係史料・古河公方関係史料における「陣」という用語の使われ方・意味、中世における軍勢召集・編成のあり方、さらにはこれまでの研究史における同様の文書や「陣」の解釈を踏まえると、【史料1】の「相山之陣」は、山内上杉憲房が「相山」に構えた「陣」と解釈するのが自然であり、そこに馳せ参じたことを起点として、それ「以来」憲房を守護し続けていることを足利高基が賞しているということになる。筆者や齋藤氏、黒田氏の解釈は、文献史学の研究者として至極当然の解釈としかいいようがない。

文献史学の基礎中の基礎だが、中世の古文書を解釈するには、単に文字を読むだけではなく、また辞書の定義をそのまま当てはめるのでもなく、様式・機能を踏まえつつ同時代・同地域・同権力の史料・用語と比較検討し、研究史においてどのように解釈されてきたのかを確認することが必要不可欠である。これらは、文献史学の研究者であれば日常的に当たり前のように行っている作業である。文献史学の研究者に対して史料の誤読を指摘したいのであれば、なおさらこうしたことをきちんと踏まなければならぬことを強調しておきたい。それと同時に、南北朝・戦国前期の「陣」が軍勢の駐屯地・結集する場であったこと、「陣」に馳せ参じる行為そのものが重要な軍忠であったことを改めて確認しておきたい。⁽⁶⁹⁾

三、「陣」の立地

それでは、「陣」の実態を検討していくことにする。まず、「陣」というのは、いかなる場に築かれるものなのであろうか。その立地について確認してみたい。

「陣」の立地については、松岡氏や北爪氏の研究などに詳しい。⁽⁷⁰⁾それらによると、「陣」は街道上の要地や原、河原、山、渡河点、宿、寺社・城館などに構えられ、交通・流通と深く関係して構えられる場合が多いこと、「城」や「要害」の立地も基本的には同様であること、関東では軍勢が展開可能な広い平野部に「陣」が構えられる場合が多いことが指摘されている。峰岸純夫氏も「陣」とは大量の軍勢が敵の城攻めとか、敵地の占領とかの特定の軍事作戦のもとに進撃した時、地の利を有する場所、攻撃対象に便宜を有し、敵の進攻を阻止する交通路沿いの地で、かつ敵の攻撃から守られやすい地形などを選んで構築し、宿営する陣地である。この場合、平地の野営の場合もあるし、また既成の集落や館や寺院が当てられる場合もあり、寺院が大将の本陣となる場合が多い⁽⁷¹⁾とまとめている。このように、基本的なことについてはすでに明らかにされており、屋上屋を架すような話になってしまうが、それらはあくまで戦国前期の「陣」に関する研究から明らかにされたことであるので、南北朝・室町期の「陣」も含めて、改めて「陣」の立地について検討したい。

①「宿」・「村」

まずは、「宿」についてみてみたい。

【史料15】⁽¹²⁾

矢部八朗左衛門尉定藤軍忠之事

右、去年四月六日、自京都御下向之時御供仕畢、次常州御発向之時、同九月八日、馳参武州村岡宿、所々御陣御供仕（以下略）

（1340）
曆応三年五月日「（花押影）」
（高師冬）

矢部定藤が馳せ参じた場所は、「武州村岡宿」であつたことがわかる。【史料2・3】に登場した「村岡御陣」と同じ場所であるが、ここでは「陣」ではなく「宿」と表現されていることに注意したい。村岡は、齋藤慎一氏がいう鎌倉街道上道下野線沿いに位置し、交通の要衝として中世を通じて重要な場所であつた。村岡はもともと「宿」として発展していたのであり、そこに戦争にもなつて「陣」が置かれるようになったと考えられる。

【史料16】⁽¹³⁾

水野平太致□申軍忠事

右、自最前馳参御方、去月十九日自武州鶴見宿地（馳）⁽¹⁴⁾地参関戸、同廿三日、三浦入御時令供奉、同廿八日鎌倉合戦致軍忠畢、其後至平塚宿令御共候上者、賜御判為備後証、言上如件、

（1352）
正平七年三月三日

「一見了」（新田義興）
（花押）

【史料16】からは、水野致秋が「武州鶴見宿」に馳せ参じ、さ

らに相模国の「平塚宿」まで進陣していることがわかる。西国の史料でも、【史料13】の「摂津国瀬河宿」のように、やはり「宿」に馳せ参じている場合が散見される。いずれも「陣」という用語で表現されてはいないものの、「鶴見宿」や「平塚宿」「瀬河宿」が「陣」となっていたことは明らかである。

このほか、「市庭」も「陣」となっている事例がある。⁽¹⁵⁾先述した武蔵府中も「宿」や「市庭」のような都市的な場であることはいうまでもない。「陣」は軍勢の駐屯地であり、かつ軍勢集合の場であるため、交通の要衝・物資集散の地である「宿」が「陣」に選ばれることが多かったことになり、それは戦国前期も南北朝・室町期も変わらなかったことになる。

「宿」の重要性がうかがわれる一方で、「村」が「陣」になる場合もあつたようである。管見の限り、東国の史料では発見できなかったが、西国の事例では、たとえば【史料14】の「田手御陣」は、同年月日付の軍忠状に「於肥前国田手村警固之上」とあることから、「田手村」に「御陣」を置いたことがわかる。また、同じく西国の事例だが、「綾部村」が「綾部陣」と呼ばれている事例もある。⁽¹⁶⁾この「村」をどう捉えればいいのか難しいものの、基本的には「宿」と同様の場と考えてよいのではなからうか。

② 山・丘・野原・河原・浜

次に、山・丘などの高所、野原・河原などの平野部・低地である。

【史料17】⁽⁷⁶⁾

目安

武蔵国別府尾張太郎幸実申所々軍忠間事

一、去暦応四年五月九日、自馳参常州菰連御陣以来、所々御共仕候、同六月十六日馳向于小田宝篋塔峯致合戦、追落御敵、即於西尾崎取陣警固訖、浅羽太郎左衛門尉・玉井太郎四郎令見知候畢、(以下略)

康永参年二月 日

(高師冬)
「(花押影)」

これによると、武蔵の武士である別府幸実は、常陸の「菰(瓜)連御陣」に馳せ参じて以来、各地を転戦していたが、常陸小田城攻めの際に、近くの小田宝篋塔峯の西尾崎に「陣」を取り「警固」している。城攻めのための「陣」となるが、高所に立地していたことになる。戦国前期においても、たとえば「松陰私語」のなかで、長尾般若寺山の「岫崎」に「陣」を構えた様子が記されているように、しばしば「陣」が立地したことで知られる。この点は、西国の史料でもやはり同様で、たとえば「白米嶽」「柏嶽」「麻生山」など「嶽」や「山」に「陣」が置かれる事例がよくみられる⁽⁷⁸⁾。また、肥前の「所限御陣」は「馳上彼山取陣」とあるように山上にあった⁽⁷⁹⁾。要害の地としての山や丘に「陣」を構えることは、当然のことと理解できよう。

山や丘とともに、平野部の「陣」も非常に多い。享徳の乱における古河公方の「御陣」となった「観音寺原御陣」「広馬場の原御陣」「岡山原御陣」などは、それに当たる。著名な「五十子陣」

も、利根川に沿った河原・野原に展開したといつてよいだろう。西国でも、先述した「板井原御陣」のほか、「志々木原御陣」⁽⁸⁰⁾「館田原御陣」⁽⁸¹⁾など、やはり多く見られる。こうした場合は、山や丘よりも大軍の布陣地としては最適と考えられる。このほかにも、「馳参渡郡萱野浜候畢」⁽⁸²⁾のように、海辺の「浜」が「陣」となることもあった。海上交通との関係が考えられよう。

これまでの先行研究によると、東国では野原・河原など平地が「陣」となる場合の方が多いことが指摘されているが、管見の限り、西国では山や丘が「陣」となる場合が多いように見える。これは、その地域ごとの地形的要因が影響していると考えるべきであり、「陣」だからといって平野部が中心であると考えする必要はないだろう。

③ 渡河点

次に、渡河点である。

【史料18】⁽⁸⁶⁾

着到

下野国

小野寺八郎左衛門尉顕通

右、於武蔵国長井渡、十九日馳参候畢、仍着到如件、

建武二年八月廿日⁽¹³³⁵⁾

「承了(花押)」

利根川の渡河点として有名な「長井渡」に着到したことを示す文書である。「長井渡」が「陣」となっており、そこに馳せ参じ

ていることになる。これは、渡河をするために、あるいは渡河点を押さえるために構えられた「陣」と考えられる。やはり、広い意味で交通・流通上の要衝といえる立地である。

④ 寺社・城館

最後に、寺社や城館が「陣」となる場合である。寺院が陣所としてしばしば利用されることがあることは、これまた中世史研究のうえでは常識であろう。中世東国においても例外ではなかった。

【史料19】⁸⁴

永徳と改、六月十五日、鎌倉右兵衛督氏満、小山義政御退治に
関東十二ヶ国の軍勢を引率して御発向、先手の大將上杉安房入
道道合中務禅助木戸將監範季等也、武衛は武州之府中の高安
寺に御陣座、御先手は上杉憲方為大將、小山へ馳向ひ責寄ける、
小山不叶して九月十九日、降参可仕由申入間、御免あるべきよ
し被仰下、しかれども小山、如何思ひけん府中の御陣不参、
鎌倉公方足利氏満が、小山義政退治のため出陣した時の様子を
描いた一節である。【史料6～8】に記載されていることと同じ
出来事である。ここから、氏満は武蔵府中の高安寺という寺院に
「陣座」したことがわかる。武蔵府中の高安寺が鎌倉公方の陣所
としてたびたび利用されていたことは、中世東国史研究の常識で
ある。【史料6～8】における武蔵府中の「陣」も、実際に公方
がいた場所はこの高安寺だったのである。

たびたび「陣」となっていた武蔵国村岡も、その中核にはやはり寺院があつたようである。「旅宿問答」には「然二將軍左馬頭

政氏、顕定為合力引率一万余騎、村岡如意輪寺二有発向」⁸⁵とあり、古河公方足利政氏が村岡に着陣したとき、政氏は如意輪寺を陣所としていたことがわかる。村岡は、宿として栄えていたことは先述したが、その中核には如意輪寺という寺院があり、実際の公方の陣所はそうした寺院であつたことになる。

最後に、城館を利用して「陣」を構える場合がある。これについては、戦国前期の東国を主な事例とした松岡進氏の研究に詳しい。たとえば、「太田道灌状」に登場する「青鳥陣」は、埼玉県東松山市に所在する青鳥城を利用した形での「陣」であつた可能性や、あるいは武蔵大石氏の「城地」である「二宮」に在陣との記述があることから、やはり「城」に「陣」を構えたと考えられることを指摘している。⁸⁶

南北朝・室町期でも、そのような事例は散見される。たとえば、「行方郡小高館被召御陣之処」⁸⁷のように、相馬氏の「小高館」が「御陣」となっている事例である。当時「小高館」は「小高城」とも表現されることから、「城」や「館」が「陣」となる場合もあつたことになる。このほか、西国の史料では、「姫木古城二陣お取候了」⁸⁸のように、「古城」に陣を取るといふ事例も散見される。

城館に関連して、城攻めのため、城の近辺に「陣」を構えることも、当たり前だが多い。そのような「陣」は、たとえば「其後於東城寺城向陣田尻御陣致宿直」⁸⁹のように、「向陣」と表現されることもある。おそらく、城を攻めるために好適な場所を選んで陣取るのだろうが、「陸奥国宇津峯麓石森陣馳参」⁹⁰のように、山城を攻めるために「麓」に陣取る場合などもあつた。

以上、先行研究を手掛かりに、改めて「陣」の立地について検討してみた。「陣」は、それぞれの目的に応じてさまざまな場所に築かれるものであり、それは戦国前期、南北朝・室町期を問わず、中世において一般的なことであったことが改めてわかった。「陣」が軍勢の駐屯地を指す以上、それは当然のことといえるが、筆者がみたなかでは地域ごとの地形に影響され、東国では平野部に「陣」が、西国では山間部に「陣」が構えられることが比較的多いようにみえた。「陣」だからといって、平野部にしか構えられない、またその逆であるとはいえないことになろう。⁽⁹¹⁾

なお、「陣」が構えられた期間も、さまざまであった。たとえば、「去二日馳参廳鼻和御陣、同四日村岡御陣、同五日高坂御陣、同六日入間川御陣、同八日久米川御陣、同九日関戸御陣、同十日飯田御陣、同十一日鎌倉江令供奉」のように、一日・二日しか在陣しない「陣」もあれば、今川了俊の「高宮・佐野山御陣」のように数ヶ月間在陣した場合や、そのまま在陣して「越年」する場⁽⁹²⁾合、足利基氏の「入間川御陣」や享徳の乱時の「五十子陣」のように数年から十年近くに及ぶ「陣」もあった。

このように、さまざまな場に立地し、在陣期間も長短さまざまであるものの、いずれも史料上では同じ「陣」として表現されることに注意したい。ということは、「陣」の実態も個々の「陣」によってさまざまであることが予想される。このことについて、次章にてさらに検討していきたい。

四、「陣」の実態

(一) 「城」と「陣」

では、史料上に登場する「陣」は、いかなる構造を持ち、どのような特色がある施設だったのだろうか。

「陣」の実態についても、やはり戦国前期に関する研究が多い。まず、「陣」の規模であるが、戦国前期東国の「陣」について検討した松岡進氏は、「陣」は自律的な参陣者の累積により成立するもので、一定のエリア内にいくつかの凝集核を形成し、城館より広域的な場合が多いと指摘している。⁽⁹³⁾ たしかに、「五十子陣」のように、非常に広域にわたる「陣」も存在していることから、そのようにもいえるが、個々の「陣」をみると規模は小さきまままでであることが予想されよう。

また、宮武氏は、鎌倉・室町期の「城」と「陣」について言及し、「城」と「陣」が混用される場合があることを指摘し、その違いについては「陣の方がより一過性の使用を前提としたことを漠然と想像するのみ」としている。⁽⁹⁴⁾

具体的な構築物のイメージとしては、やはり戦国前期東国の「陣」について検討した峰岸純夫氏が「にわか造りの掘立小屋の兵舎や馬小屋が立ち並び、馬場があり、その周りは幕を張り巡らし防御用の堀や柵に囲まれている」と述べるようなものが一般的であろう。鎌倉・室町期については、宮武氏が「太平記」などの記述から、「陣」にも多くの構築物があったことを指摘している。

ただ、野営の場合や城館や寺院を利用する場合などはまた異なる姿をしていたはずであり、すべての「陣」がこうしたものでもなさそうである。この点、落合義明氏は「陣には城や寺院などを占拠し、「陣」と称した事例が多くあり、陣を構造的に定義するのには困難が伴う。「陣」と称した場合、どのような構築物を伴うものが陣なのかさえ明確にしえない」としつつ、「あえて、視覚的に陣の構築物をあげるとすれば幕の有無があるう」⁽⁹⁸⁾している。

これらの先行研究に拠りつつ、改めてさまざまな角度から「陣」の実態をみてみたいが、なかでも大きな問題となるのが、「城」と「陣」の違いである。「陣」の実態を考えるうえで、「城」との共通点・相違点の検討は必要不可欠であろう。鎌倉～戦国期にかけての「城」については、「はじめに」で述べたように近年研究が急速に進展しつつある。その成果を踏まえつつ、「城」が日常的に維持管理されるようになる戦国期以前、南北朝・室町期における「城」と「陣」の共通点・相違点を検討してみよう。

南北朝・室町期においては、「陣」のみならず「城」も基本的には臨時的なものである。その点では共通した性格を持つものといえようが、そのなかで、たとえば、「小倉御陣、宗形御陣、水内御陣、高宮御陣、佐野御陣、高取山御城、於彼御陣等、抽忠節畢」⁽⁹⁹⁾のように、明らかに「陣」と「城」の使い分けがされている事例が散見される。小倉以下の「御陣」と高取山「御城」との間には、原理的に異なるなにかがあると推測されよう。

一方で、次のような史料もある。

【史料20】⁽¹⁰⁰⁾

一、同廿二日丑刻、令夜討大塩城焼払籠、追落城郭、同廿三日辰刻、追落妙法寺城・松鼻城并平茸陣脇屋殿被籠之訖、

暦応三年（一二四〇）十一月日付けの「得江頼員軍忠状」の一節である。ここで、妙法寺城、松鼻城とともに「平茸陣」が登場する。「脇屋殿これに籠もられおわんぬ」とあることから、軍勢が籠もる空間であったことがわかる。明らかに、「城」と「陣」の使い分けがされているのだが、ここで注意したいのは、軍勢が籠る空間としては共通していることである。つまり、「城」と「陣」には明確な違いがあるようにみえる一方で、そのような意味では違いがないことになる。なお、「陣城」という表現も、すでに南北朝期にはごくわずかだがみられる⁽¹⁰¹⁾。やはり見方によっては「城」と「陣」に大きな違いがなかったからこそ生まれた表現だろうか。

もう一つ、「城」と「陣」との関係を考えるうえで、興味深い事例がある。陸奥国岩切城では、城内に「畠山殿御陣」があったことが確認される⁽¹⁰²⁾。城館や寺社に「陣」を構える事例は先述したが、全体の空間として「城」があり、「陣」はその内部で細分化された空間ということになるうか。逆に、たとえば岩切城が「岩切陣」と、先述した「小高館」「小高城」が「小高陣」と、「村岡御陣」も「御城」と表現されることはないようである。また、南北朝・室町期になると、「城」の内部が「内城」「外城」のように二重ないし三重空間に分かれていくことも指摘されている⁽¹⁰³⁾が、「陣」にはそうしたものは管見の限りみられない。これも、「城」と「陣」との違いといえようか。

このように、特に南北朝・室町期の「城」と「陣」との違いは、ある場面では明確で、また別の場面では不明確であるといわざるをえない。そのなかで、あえて「城」と「陣」の違いを述べるならば、先述した宮武氏の指摘と同じように、「陣」の方がより臨時性が高い空間を指すといえようか。また、齋藤慎一氏によると、「城」の概念は「地域支配を行う本拠の中核部」であり「軍事的性格を帯びた、生活空間の中核部」であるという⁽¹⁰⁾。そうであるならば、日常性の強弱ということも、「城」と「陣」を分ける指標になりえようか。それに加え、「城」の方が「陣」よりも格式が高かった可能性もあると思われる。

(二) 「陣」の構築物

それでは、「陣」は実際にはどのような構築物からなりたっているものだったのだろうか。一般的なイメージとしては、先述した峰岸氏の説明の通りだろうが、鎌倉・室町期の「陣」については、宮武氏が『太平記』など引用して当時の「陣」の姿を紹介している⁽¹⁰⁾。

【史料21】⁽¹⁰⁾

爰ニテ敵ノ陣ヲ見渡セバ、無動寺ノ麓ヨリ、湖ノ波打際マデ、カラ堀ヲ二丈余ニ掘通シテ処々ニ橋ヲ懸ケ、岸ノ上ニ屏ヲ塗、関・逆木ヲ密敷クシテ、渡櫓・高櫓三百余箇所搔雙ベタリ…

これは、延元二年（一三三七）の比叡山坂本付近の陣の様子を描いた部分である。「カラ堀」を設けて所々に橋を架け、「岸」の上に「屏」をめぐらし、「関・逆木」を大量に設け、「渡櫓・高櫓」

なる櫓を三百ヶ所あまりも設置していたという。この記述を素直に受け取ると、相当な規模の「陣」ということになるが、これまでに知られている「城」のイメージと大差ないであろう。このほかにも、宮武氏は『長祿寛正記』⁽¹⁰⁾や『応仁記』の記述から、「三重二大木戸ヲ打」「高矢倉ヲ上タリ」「石築地」「堀」「陣屋」などが存在したことを指摘している。やはり、「陣」には「城」と表現されてもおかしくないような構築物があつたことが推察される。上記の史料は、いずれも編纂物である。では、当時の文書史料には、どのような構築物が登場するのであろうか。それを確認してみたい。

① 役所

【史料22】⁽¹⁰⁾

平子彦三郎重嗣軍忠事、去七月廿五日、差進周防国守護代土屋四郎左衛門尉定盛於石州之处、相副重嗣代官平子弥九郎時重、八月三日、馳参大將軍左馬助殿御陣円滝、令警固所々役所、同十三日、取巻豊田公藤三郎城之刻、重嗣相加弘員令発向（以下略）⁽¹³⁴⁰⁾

暦応三年十二月十二日 但馬権守弘員（裏花押）

進上 御奉行所

この史料によると、平子氏は「大將軍」の「御陣」である「円滝」に馳せ参じた後、「所々」の「役所」を「警固」していることがわかる。別の史料にも「於西山峯堂御陣役所警固致忠節」⁽¹⁰⁾とあり、やはり「西山峯堂御陣」に「役所」があつたことが確認される。ここから、「陣」には「役所」と呼ばれる構築物が設けら

れる場合があったことがわかる。

この「役所」については、中澤克昭氏の指摘がある。⁽¹¹⁾ 中澤氏によると、南北朝期になると、「城」の内部に「役所」が設けられるようになること、「役所」は本来は軍役を負担する場所の意味だが、実際にはほとんどは建物を指すという。中澤氏は「城」の「役所」にのみ言及しているが、「城」のみならず「陣」にも「役所」が設けられていたことは確実であり、その面では「城」と「陣」には共通点があることになろう。⁽¹²⁾

② 「陣所」

「松陰私語」のなかに、足利成氏の滝・嶋名陣について「五日已前鳥山陣所忍入見物仕、鳥山式部大夫馬場立出、陣所普請之下知物、特短慮聊爾之仁也…今朝鳥山殿懸陣所火、一三百間焼落」⁽¹³⁾と記す箇所がある。「陣」の内部に各武士の「陣所」があるという構造がうかがわれる。ただ、管見の限りでは、南北朝・室町期の史料からは、「陣」の内部に「陣所」があるというものを見つけれず、やはり多いのは「役所」であったことを指摘しておきたい。

③ 「切所」

やはり「松陰私語」のなかに「当方之陣与御陣与相隔切所多候」⁽¹⁴⁾という記述があることが知られている。この「切所」が人工的なものなのかどうか判別しがたいものの、そうだとすれば「陣」と「陣」との間に「切所」が設けられ、全体としての「陣」が形成されていた様子がうかがわれることになる。

④ 「城戸」

【史料 23】⁽¹⁵⁾

大友出羽彌次郎宗雄軍忠事、

右、任京都御教書并御施行、去四月廿三日馳参日向国三俣院大井手御陣、致東城戸以下警固之处、当国凶徒肝付八郎兼重黨〇等、楯籠現王城之間、今月四日夜馳向彼所、即時令被落彼等、翌日又押寄兼重城之追手、散々合戦之刻、自身両所右肩左足被疵畢、戦場之次第直御見知之上者、給御判、為備後證、言上如件、

曆応永年七月八日

「承了、⁽¹⁶⁾
(鳥山義顕)
「花押」」

これによると、「日向国三俣院大井手御陣」に馳せ参じた出羽宗雄は、「御陣」の「東城戸」以下を「警固」していたことがわかる。つまり、「陣」に「城戸」が設けられていたことになる。この「城戸」についても、中澤克昭氏などの研究により、「城」の構築物としてしばしば登場することが指摘されている。⁽¹⁶⁾「陣」に「城戸」が設けられていたことがわかる史料は、管見の限り極めて少ないものの、やはりこの点でも「城」と「陣」との差異は小さかったといえよう。

⑤ 「築山」

「塩谷行蓮着到状」によると、城攻めのために築かれた「陣」の構築物として「築山」がみられる。⁽¹⁷⁾「築山」は、近世に至るまで城攻めの際にしばしば築かれるものとして著名であるが、南北朝・室町期も同様であったことを呉座勇一氏は指摘している。⁽¹⁸⁾

以上、文献史料にみえる「陣」の構築物について確認した。このほか、公方の「御陣」のなかに加持祈祷を行う「壇所」や「中居」「寝殿」が設けられていた事例もあるし、先述したように既存の城館・寺社を転用して「陣」とする場合には、当然土塁や堀、塀や建物があったことになるだろう。そうした事例を含めて総合的に考えても、これまでの研究によって「城」で確認されていた構築物が「陣」にもみられることは間違いない。よって、構築物という面では、「城」と「陣」には大きな差がないと想定されよう。本節の最後に、「陣」はどのようにして「警固」されていたのか、その体制について言及しておきたい。そのことがよくわかる史料がある。

【史料24】⁽¹⁰⁾

多田院御家人森本左衛門次郎為時并一族同太郎左衛門尉仲重代子息兵衛太郎為政・同又三郎時信・同源次郎家光・同六郎時長等、今年三月廿八日馳参石河御陣畢、然間、日夜朝暮致警固之所、於当院御家人者、守三番結番、可警固当所之由、被仰出之間、為時并一族又三郎時信、桑原郎熊丸代彦六康長等者、為一番人数、自四月廿一日至五月十日、令警固之處、四月廿二日佐美谷合戦、同廿六日長野庄代合戦、致軍忠畢、爰於為時者、五月十日以後者、可留当所之由被仰出之、同至同廿五日、令在陣畢（以下略）

これは、貞和五年（一三四九）八月十一日付けの森本為時以下一族の軍忠状である。これによると、「石河御陣」を「警固」するに際して、森本一族ら多田院御家人らは三番体制を取るよう大

将から命じられている。そして、為時ら一番組は四月廿一日から五月十日まで「御陣」の「警固」をし、その間に佐美谷や長野庄にて合戦をしているが、五月十日以後は出陣せずに「御陣」に「留」まるよう命じられたため、同廿五日まで在陣している。この後、二番組は五月十一日から閏六月十一日まで、三番組は六月一日から廿日までと七月一日から廿日まで「御陣」において「勤仕」していることも確認できる。

このように、一定期間「陣」を構え続ける場合、その「警固」は番組成によって行われる場合があったことがわかる。「陣」の「警固」について、ここまで具体的に記されているものは管見の限り極めて少ないため、どこまで一般化できるのか不明であるが、おそらくほかの「陣」でも同様であったと考えられる。

（三）発掘調査からみた「陣」

前節までは、文献史料のみから「陣」の実態について概観した。では、実際の「陣」の遺構がよくわかる発掘調査事例はないのであろうか。いくつか紹介したい。

【史料25】⁽¹¹⁾

島津周防三郎左衛門尉忠兼軍忠事、

播磨国為山田丹生寺御敵対治、大將軍御発向之間、今年七月十三日馳参志染軍陣、同八月四日馳向男神山、同十三日発向押部・神澤城、同廿日於志武礼陣合戦、同廿九日赤松律師坊相共破却淡河・岩峯・三田城、九月一日於櫛谷城数寇合戦之条、当日大將軍赤松律師坊・河原二郎等、同所合戦之間、令

見知者也、其後于今不罷去山田軍陣、致忠節之上者、可賜御証判之由、可有御披露候、恐惶謹言、

(1339)

曆応二年十月九日 左衛門尉忠兼

御奉行所

「承了(花押)」

これによると、南朝方が立て籠もっていた丹生寺の攻略のために赤松円心が出陣したところ、島津忠兼が「志染軍陣」に馳せ参じていることがわかる。「志染軍陣」は、明らかに陣所であり、赤松円心が築き、在陣していたものとして知られる。この「志染軍陣」と思われる遺跡が近年発掘された。兵庫県三木市志染町の吉田住吉山遺跡である。

主郭を中心に、西側を五重の土塁と四重の堀を食い違いで入れ、北側から東側にも横堀を設け、東側には巨大な堀切を一本入れている。導線を何回も屈曲させる縄張となっており、堀の規模も比較的大きい。ここからは、大量の土器・陶磁器、なかでも土師器皿が出土しており、堀切から出土した硯には嘉暦二年(一二三二)の年号と持ち主の名前・住所が記されているなど、遺物の年代観は十四世紀代で収まるという。

もつとも、この多重土塁・横堀についての評価は分かれている。中井均氏は、南北朝期の遺構と考えているようであるが、一方では秀吉の三木城攻めに関する陣城として再利用された際に築かれた可能性も指摘されている。しかし、少なくとも丹生寺側である東側の巨大な堀切は南北朝期のものと考えられているようである⁽¹⁴⁾。先述した「太平記」での描写を彷彿とさせる遺構といえる。

この状況を文献史料と照らし合わせるならば、各曲輪やそこに立てられた建物が「役所」や「陣所」に、虎口が「城戸」に、土塁・横堀・堀切は「切所」に相当するのかもしれない。

南北朝期の「陣」として、考古学的に確認されたものは極めて少ないが、戦国前期の「陣」については、東国でいくつか事例がある。その代表的なものが「上戸陣」である。⁽¹⁵⁾「上戸陣」は、明応六年(一四九七)から永正二年(一五〇五)まで存続した、川越城の扇谷上杉氏を攻撃するために山内上杉氏によって築かれた「陣」として著名である。河越氏の居館跡とされる河越館跡が比定地となっており、発掘調査の結果、同時期の遺構が確認された。遺構は数回改修されていることが判明したが、最終段階においては土塁・堀・溝が入り組んでいる様子が見られる。構造的には決して単純・粗雑なものとはいえないであろう。

これに、「梶山之陣」も加えることができる。「中世城郭の教科書」と呼ばれるほどの複雑・技巧的な縄張を持つ杉山城が「梶山之陣」であるとすれば、そのようなものも「陣」と表現されることになったことになる。

以上のことから、「陣」の実態はさまざまであることがわかるだろう。あくまで「陣」は軍勢が駐屯する場を表す言葉であるので、一日しか在陣しない場合も、数ヶ月・数年在陣する場合も、ともに「陣」と表現され、ごく簡単な野営程度で遺構が残らないような「陣」もあれば、「志染軍陣」「上戸陣」「梶山之陣」のような本格的な土塁や堀を設けた「陣」もあるということになる。よって、「陣」と表現されているからといって、臨時的で簡易な

施設で単純・粗雑な縄張であると思ひ込んでしまうことは、危険であるといわざるをえない。それは「城」について考える場合でも同じであろう。

おわりに

先行研究に大きく拠りながら、南北朝・室町期の史料を多く用いて「陣」について検討してきた。屋上屋を架す程度の考察しかできなかったが、本稿の内容をまとめたい。

まず、南北朝～戦国期の史料、特に着到状・軍忠状など軍事関係文書にみえる「陣」は、基本的には軍勢の駐屯地・結集の場たる陣所を指すことを指摘した。大将のどこの「陣」に馳せ参じ、それ以来どのような活躍をしたのかが重要な軍忠だったのであり、「相山之陣」や「村岡御陣」「板井原御陣」も、そのような文脈で解釈することが自然であることを確認した。

また、「陣」は、城攻めや合戦に備えて山や丘に築かれる場合もあるが、主として交通・流通の要衝に立地する場合が多いようであった。そして、その実態はさまざまなのであり、「陣」と表現されているからといって、臨時的で簡易な施設がなく縄張も単純・粗雑であると考えてしまうことは危険であることを指摘した。また、「城」と「陣」には明確に区別される場合もあれば、ほとんど同じものを指す場合もあったが、全体的には共通点が多いことも指摘したつもりである。

本稿で検討した、軍勢の駐屯地・結集の場としての「陣」は、ちょ

うど【史料1】あたりを境として、戦国後期になるとほぼ見られなくなる。すでに知られているように、軍忠状・着到状が激減し感状が増加していくうえ、戦国後期にかけて中世的な軍勢動員・合戦のあり方・戦功認定の仕方が変化していくわけである。その意味で、【史料1】は中世的な「陣」の最後の事例の一つともいえる。

本稿では、南北朝期から戦国前期の「陣」を扱ったが、鎌倉期にも「陣」は登場するため、それも含めた形で、全国的に「陣」関係の史料を悉皆的に収集・検討することが、文献史学側の今後の課題であると考えている。また、個々の「陣」の実態については、史料から読み取れる情報には限界があり、根本的には発掘調査によるところ大といわざるをえない。その点で、「志染軍陣」や「上戸陣」「相山之陣」は、今後の「陣」研究の一つの定点になりうるものといえるが、そうした「陣」と思われる遺構の発掘調査事例の収集・検討もまた必要になろう。このように、「陣」の研究という観点からしても、戦国前期以前の城郭研究の必要性はますます高まってきているのが現状なのではなからうか。

注

- (1) 多くの研究があるが、最近刊行された向井一雄・齋藤慎一編『日本城郭史』（吉川弘文館、二〇一六年）においてまとめられている。
- (2) たとえば、『織豊城郭』第一三号（二〇一三年）などを参照。
- (3) 宮武正登「陣」を再考する―武家社会下の仮設要塞の実態―（『歴博』No. 一一四、二〇〇二年）。

- (4) 落合義明「陣と芸能」(同『中世東国の「都的な場」と武士』山川出版社、二〇〇五年、初出一九九九年)。
- (5) 松岡進「戦国初期東国における陣と城館」(『戦国史研究』第五〇号、二〇〇五年)、同『中世城郭の縄張と空間 土の城が語るもの』(吉川弘文館、二〇一五年)。
- (6) 峰岸純夫「享徳の乱における城郭と陣所」(同『中世の合戦と城郭』高志書院、二〇〇九年、初出二〇〇五年)。
- (7) 北爪寛之「松陰私語」にみえる陣・城」(『史料纂集 古記録編 松陰私語』八木書店、二〇一一年)。
- (8) 森田真一「文書記録からみた五十子陣」(『文書・記録からみた五十子陣』(中世考古学のための日本中世・近世初期文献研究 平成十九年度科研費補助金研究成果報告書)、同「武州五十子陣」(『史料纂集 古記録編 松陰私語』)、同「享徳の乱期の五十子陣について」(江田郁夫・築瀬大輔編『北関東の戦国時代』高志書院、二〇一三年)。
- (9) このほかにも、個別の「陣」研究として、高橋浩昭「足利成氏の滝・嶋名陣について」(『市史編さんだより』(高崎市 第六号、一九九三年)、和気俊行「下総篠塚陣についての基礎的考察」(佐藤博信編『中世東国の政治構造』岩田書院、二〇〇七年)、佐藤博信「下総篠塚の陣に関する一史料」(同『中世東国の権力と構造』校倉書房、二〇一三年、初出二〇一〇年)などがあり、東国の「陣」の研究は比較的活発である。
- (10) 齋藤慎一「戦国大名北条家と城館」(同『中世東国の道と城館』東京大学出版会、二〇一〇年、初出二〇〇八年)、竹井英文①「戦国前期東国の戦争と城郭——杉山城問題」に寄せて——(『千葉史学』第五一号、二〇〇七年)、同②「その後の「杉山城問題」——諸説に接して——」(『千葉史学』第六〇号、二〇一二年)、同③「城郭研究の現在」(『歴史評論』第七八七号、二〇一五年)、同④「城郭研究を揺るがした「杉山城問題」とは!?」(渡邊大門編『戦国史の俗説を覆す』柏書房、二〇一六年)。
- (11) 「足利高基書状」(『戦国遺文 古河公方編』六〇六号、山田吉令筆記所収家譜覚書。原本実見のうえ一部翻刻訂正。前掲注(10)拙稿①を参照)。
- (12) 前掲注(10)拙稿②五四頁。
- (13) 前掲注(10)齋藤論文二五・二五三頁。
- (14) 黒田基樹「山内上杉氏と永正の乱」(同『戦国期山内上杉氏の研究』岩田書院、二〇一三年、初出一九九八年)五四頁。
- (15) 木島孝之「学会展望 城郭研究——縄張り研究」の独自性を如何に構築するか」(『建築史学』第五九号、二〇一二年)、中西義昌①「「杉山城問題」における「相山之陣」は何を指すのか?——竹井英文氏「その後の「杉山城問題」における批判に答える——」(『別府大学史学論叢』第四四号、二〇一四年。引用部分は七七頁)、同②「縄張り研究の独自性と新しい城郭研究が目指すもの——シンポジウム「縄張り・考古・文献——城郭研究の明日——」を通じて——」(『中世城郭研究』第二八号、二〇一四年)。
- (16) 前掲注(10)拙稿②。
- (17) 前掲注(10)拙稿②。
- (18) 「足利成氏書状」(『戦国遺文 古河公方編』六一号、早稲田大学図書館所蔵赤堀文書)。
- (19) 「足利成氏加判赤堀政綱軍忠状」(『戦古』三三八号、赤堀文書)。
- (20) 前掲注(15)中西論文①七七頁。
- (21) 峰岸純夫「東国における十五世紀後半の内乱の意義」(同『中世の東国地域と権力』東京大学出版会、一九八九年)二三九頁。
- (22) 久保田順一「享徳の乱と地域社会」(同『室町・戦国期上野の地域社会』岩田書院、二〇〇六年、初出二〇〇〇年)一二九頁。
- (23) 阿部能久「戦国期関東公方とその発給文書」(同『戦国期関東公方の研究』思文閣出版、二〇〇六年)三六頁。
- (24) 則竹雄一「動乱の東国史六 古河公方と伊勢宗瑞」(吉川弘文館、二〇一三年)二二頁。
- (25) 山田邦明「敗者の日本史八 享徳の乱と太田道灌」(吉川弘文館、二〇一五年)六三頁。

- (26) 黒田基樹『中世武士選書二六 長尾景仲』（戎光祥出版、二〇一五年）一六七頁。
- (27) 『神奈川県史』通史編一 原始古代中世、九一七頁。
- (28) 『新編埼玉県史』通史編二 中世、三九六頁。
- (29) 『群馬県史』通史編中世、四六三頁。
- (30) 『熊谷市史』資料編二 古代・中世、三九六頁。
- (31) 『村岡』（『日本歴史地名大系 埼玉県』八四七頁）。
- (32) 『群馬県立歴史博物館所蔵 中世文書資料集』（群馬県立歴史博物館、二〇〇八年）八号文書注（9）、参考三号注（2）。
- (33) 佐藤博信「古河公方文書に関する覚書——特に関字・平出・台頭をめぐって——」（同『中世東国の権力と構造』校倉書房、二〇一三年、初出二〇一一年）。
- (34) 前掲注（10）拙稿②。
- (35) 前掲注（10）拙稿②五三頁。
- (36) 佐藤進一『新版古文書学入門』（法政大学出版局、一九九七年）二二六・二二九頁。
- (37) もちろん「城」に馳せ参じる場合も多々みられる。たとえば、「十月八日馳参三迫鎌城」（岡本重親代山田重教着到状写）『南北朝遺文 東北編』（以下『南東』と略す）六四一号、秋田藩家蔵文書十）や「所馳参陸奥国伊達郡藤田之城也」（伊賀盛光着到状）『南東』九六三号、磐城飯野文書）など。
- (38) 峰岸純夫「享徳の乱における城郭と陣所」（同『中世の合戦と城郭』高志書院、二〇〇九年、初出二〇〇五年）九六頁。
- (39) 「シンポジウム「縄張・考古・文献——城郭研究の明日——」概要」（『中世城郭研究』第二八号、二〇一四年）二七一頁。前掲注（15）中西論文②のもととなった報告に対するコメント、特にその時に引用された本稿【史料9】の解釈に関するコメントである。
- (40) 「吉川実経着到状」（『大日本古文書 吉川家文書』一〇五一号）。
- (41) 「足利義教感状」（『群馬県史』資料編七中世三、一四七九号、上杉家文書）。
- (42) 「波多野高道軍忠状案」（『南北朝遺文 関東編』（以下『南関』と略す）三九九九号、相模雲頂庵文書）。
- (43) 「高麗師員軍忠状写」（『南関』四〇〇六号、彦根城博物館保管井伊家史料高幡高麗文書）。
- (44) 「烟田重幹軍忠状案」（『南関』四〇〇九号、京都大学総合博物館所蔵烟田文書）。
- (45) 渡辺世祐「関東中心 足利時代之研究」（新人物往来社、一九七一年）一六五頁。
- (46) 松本一夫「南北朝期における小山氏の動向」（同『東国守護の歴史的特質』岩田書院、二〇〇一年）一〇二頁。
- (47) 峰岸純夫「小山義政・若犬丸の乱と鷲城・祇園城」（同『中世の合戦と城郭』高志書院、二〇〇九年、初出一九九五年）七九頁。
- (48) 齋藤慎一「南関東の都市と道」（同『中世東国の道と城館』東京大学出版会、二〇一〇年、初出二〇〇四年）七八頁。
- (49) 『新編埼玉県史』通史編二中世、三四四頁。
- (50) 「塩谷行運着到状」（『南関』四〇七二号、大和文華館所蔵中村直勝氏蒐集文書）。
- (51) 「烟田重幹軍忠状」（『南関』四〇七三号、京都大学総合博物館所蔵烟田文書）。
- (52) 「安芸大朝莊庶子千鶴丸代須藤景平軍忠状」（『大日本古文書 吉川家文書』一一〇四号）。
- (53) 前掲注（15）中西論文①七八頁では、この史料も「以来」が付くから戦闘と解釈することが修辭的・文法的にみて素直な解釈とする。
- (54) 「虎熊九代市原経頼軍忠状」（『南北朝遺文 九州編』（以下『南九』と略す）五四八六号、吉川家文書）。
- (55) 「吉川経重軍忠状」（『南九』五四六五号、吉川家文書）。
- (56) 「甲斐守経房軍忠状」（『南九』五四八五号、吉川家文書）。

- (57) 『大日本史料』第六編之四九、四五〇頁。
- (58) 『史料綜覧』巻七（六五頁）。なお、その稿本では「隅本藤崎ヲ攻メントシ此二陣スルナラン」と注記している（東京大学史料編纂所DBにて閲覧）。やはり戦い・合戦とは解釈していない。
- (59) 田中義成『南北朝時代史』（明治書院、一九三二年）二五八頁。
- (60) 杉本尚雄『人物叢書 菊池氏三代』（吉川弘文館、一九六六年）二八一頁。
- (61) 由良哲次『南北朝編年史』下（吉川弘文館、一九六四年）一一〇六頁。
- (62) 【史料9-12】については、『史料綜覧』巻七（六五頁）でも「今川仲秋、肥後板井原二陣ス」としており、その稿本では「隅本藤崎ヲ攻メントシ此二陣スルナラン」と注記している（東京大学史料編纂所DBにて閲覧）。やはり戦い・合戦とは解釈していない。
- ちなみに、板井原は、康暦元年から翌永徳元年にも今川仲秋の「御陣」となっている。永徳元年七月日付け「橘大崎公安軍忠状」（『南九』五六七一号、肥前小鹿島文書）には「去自三月板井御陣参以来」とある。この「板井御陣」も「以来」が付くから戦闘を意味するのだろうか。同年月日付け「福田兼親軍忠状写」（『南九』五六七二号、福田文書）には「二月廿五日、馳参肥後国板井原御陣、致宿直之处」と、同年九月日付け「深堀時弘軍忠状」（『南九』五六八八号、肥前深堀文書）に「去五月十日、馳参肥後国板井原御陣之处」とあり、同年二月から五月にかけて板井原に「御陣」が構えられ続いていたことがわかる。さらに、同年月日付け「深堀時久軍忠状」（『南九』五六七〇号、肥前深堀文書）には「（康暦元年八月）十八日、同国板井原御陣御供仕：次去年康暦二八月十日、馳参板井原、致宿直：（永徳元年）六月十八日、自板井御陣熊部・松尾御陣令御共」とあり、それ以前にもたびたび板井原は「御陣」となり、一定期間存在し続けたようである。なお、この時の「板井御陣」を亀尾城（板井城）に比定する説もあるようである。ちなみに、このころの「板井原御陣」については、川添昭二『人物叢書 今川了俊』（吉川弘文館、一九六四年、二八七頁）では「八月廿五日、仲秋、肥後板井原に陣す」

- と（月日からして、あるいは永和三年のことか）、杉本尚雄氏は「ついで天授四年九月、了俊と仲秋が板井に陣し、各所において武家方の別働隊が官方軍を破っている」（前掲注（60）二八二頁）と、『日本歴史地名大系 熊本県』では「永徳元年（一三八一）六月一八日、板井（現菊池郡七城町）の陣より「熊部松尾」の陣に召集された深堀時久らは、同二二日菊池武朝の守る「熊部城」を攻め落した」（『隈府城跡』二七五頁）としている。
- (63) 「吉川経景代堀光重軍忠状」（『埼玉県史料叢書』一 古代中世新出重要史料一）三六九号、吉川家文書。
- (64) 「草野永幸軍忠状」（『南九』三五七七号、九州大学文学部所蔵草野文書）。
- (65) 『南北朝遺文』各編には、同様の史料が大量に収録されている。また、『佐賀県の中近世城館 第一集 文献史料編』（佐賀県教育委員会、二〇一一年）では、多くの着到状・軍忠状などから佐賀県内の「陣」を抽出しており、「陣」を調べるうえで極めて便利である。
- (66) 前掲注（10）拙稿①・②。
- (67) 前掲注（5）松岡論文。
- (68) 前掲注（7）北爪論文。
- (69) なお、【史料1】の読解に関する批判をほかにも頂いている（前掲注（15）中西論文①・②）。よい機会なので、本論の筋からは外れるが言及しておきたい。
- まず、「相山之陣」の「相山」は嵐山町杉山であると断言できないという批判である。それ自体は正論であるが、禁じ手以外のなものでもない。もちろん、さらに関連史料が発見され、より確実性が増すことが望まれることは間違いないが、毛呂郷の領主である毛呂土佐守、主として上野・武蔵で行動していた上杉憲房、古河公方足利高基の三者の関係、永正の乱の展開過程を考えるならば、毛呂郷からほど近いうえに鎌倉街道と繋がっており、戦国前期における重要拠点である鉢形・菅谷・河越の近辺に位置する嵐山町杉山と考えることは極めて自然であり、もつとも可能性が高いだろう。齋藤氏や黒田氏、また『戦国遺文 古河公方編』にて

嵐山町杉山に比定した佐藤博信氏も当然そのように考えているのであり、そのことに根本的な問題があるように思えない。そして、杉山という地名は杉山神社などの神社名も含めると神奈川県や埼玉県など各地にみられ、それらの可能性も否定できないとするが、理解に苦しむ批判である。それこそ小字名や地名辞典に掲載されていないような地名、さらには戦国期には存在したが今現在では消えてしまった地名まで含めれば、杉山に限らず史料に登場するあらゆる地名は現地比定などできないではないか。そのようなことを主張されれば、文献史学による城郭研究、それどころか地域史研究、いや歴史学という学問自体否定されかねない。

次に、筆者が拙稿①で紹介した「仕山上杉管領 文龜三年癸亥豆州相山役以有働自上杉家賜書」という「家譜覚書」に記された注記に関する批判である。「家譜覚書」には【史料1】の写しが二ヶ所に記されているが（ほかにも「山田系譜 全」にも高基の感状として写しがある）、そのなかの一つに上記のような注記があったのであるが、批判点としては、まず筆者がこの注記の信憑性を全く確認しないまま事実と異なるとして一蹴し、「豆州」を「武州」と勝手に読み替えて解釈しているとする。そのうえで、実際に文龜年間に扇谷・山上上杉氏が伊勢宗瑞らと伊豆や相模西部で交戦していること、『平家物語』や『吾妻鏡』には源頼朝が土肥に構えた「相山陣」が登場することから、「豆州相山」とはこれを指すと考えられることを指摘し、まずは豆州相山の可能性をきちんと確認すべきであり、筆者の説は「留意すべき注書の記述を冒頭から無視する」という軽率な史料処理から出発して導かれたもの」（中西論文①八〇頁）と批判している。これも、理解に苦しむ批判である。そもそも、この注記を紹介したのは筆者である。その筆者が、この注記について何一つ考えもせず、安易に、あるいは意図的に嵐山町杉山であると解釈したというのだろうか。そして、「家譜覚書」が作成された近世末期に記された注記の内容の方がはるかに蓋然性が高いとは、いったいどういうことなのだろうか。史料は、どんな注記があろうと、史料の内容そのものから年

代を考えるものであることは、歴史学の研究として当たり前であろう。足利高基と上杉憲房が密接に連携して戦いを繰り広げている状況は、第二次政氏・高基抗争が勃発した永正九年以降と考えるのが最も自然である。齋藤氏や黒田氏がそのように考えているのも当然である。いったい、それ以前に両者がそれほど密接に関係して戦いを繰り広げ、毛呂郷の毛呂土佐守という武士がそれに加わっているという状況とは、どんな状況なのだろうか。「相山之陣」が文龜三年だとすると、それから十年以上たつて【史料1】が出されたことになる。そうすると、武蔵毛呂郷の毛呂土佐守がわざわざ伊豆までやってきて「相山之陣」で戦い、その後十年以上も憲房のもとにずっと在陣し守護していることになる。また、文龜三年には高基はまだ古河公方にもなっておらず、文書を発給し始めたばかりの時期であるが、そんな高基が十年以上前の出来事を承認し賞していることになる。そのようなことが考えられるのだろうか。こうした文書は、自分の働きを受給者が申請して発給してもらうものである。十年以上前からずっと憲房のもとを離れず在陣し、そのことを十年以上後に申請してこのような感状を発給してもらうなどという状況が考えられるのだろうか。

そもそも、この文書の写しが記されている「家譜覚書」や「山田系譜 全」では、この一ヶ所のみ、上杉家から賜った文書としており、そのほかは足利高基の文書であると記されている。また、「山田系譜 全」や「由緒書控」（いずれも吉令が編集）には、北条氏や徳川家家臣からの文書とともに、足利高基・晴氏の文書を所持していると記されている。そして文書の内容からしても、文中に上杉憲房が登場し、書留文言が「謹言」で終わるような文書であるので、上杉家の文書という記述自体信憑性に欠けることは明らかである。では、筆者は注記の意味するものを何だと考えたのか。この注記を記したのは、「家譜覚書」を作成した山田吉令であろう。彼は、自分の先祖・家の由緒のことを非常に詳しく調べて勉強しており、毛呂郷の現地にも訪れている。いわゆる近世末期から近代初期

に各地で誕生した知識人層といえる。そのため、筆者は彼が、【史料1】を見て考えたことを注記として記したものと考えた。では、吉令はなぜ文亀三年と考え、伊豆の杉山であると考えたのだろうか。彼は知識人である。非常に多くの書物を読んでいる。実際、「家譜覚書」などをみると、『吾妻鏡』や『北条五代記』『房総治乱記』などを引用し考察している箇所が見られる。明らかに、彼は『吾妻鏡』や軍記物を読んでいるのである。そんな彼が「相山之陣」という言葉を目にしたとき、思い浮かべたのが『吾妻鏡』に登場する著名な頼朝の「相山陣」だったのではないか。文亀三年と考えた理由も、『鎌倉九代後記』などの軍記物に、文亀年間に伊豆・相模西部などで合戦があったことが記されているためではないか。つまり、中西氏が指摘したようなことをまさに山田吉令は考え、それを注記として記したものと筆者は考えたのである。加えて、もう一つの可能性も考えた。吉令は多くの毛呂氏関係の系図を参照して「家譜覚書」などを編纂している。そのなかの一つに、上杉家からの文書で文亀三年と考えられるという注記があり、それを吉令がそのまま筆記したのではないかということである。その考察過程は、上記とあまり変わらないであろう。なお、拙稿①で掲載した画像には「耳□文亀三年卜有」と朱書があるが、吉令自身が考えた可能性もあるし、そのように記す系図があったか、そのような伝承が山田家にあった可能性もある。それはともかく、筆者は以上のことを拙稿①の時点ですでに考えていた。しかし、枚数制限がある学術雑誌上で、いちいちそのようなことは記さないし、わざわざ書く必要もない。それよりも、【史料1】の内容に即して考えると足利高基の書状（感状）という情報の方が信憑性が高く、永正九年以降と考えるべきであるため、それに基づいた考察の方がはるかに大事なことからである。決して「軽率な史料処理」などではないことをご理解いただきたい。

そもそも、筆者は繰り返し述べてきたが、よほど詳細に状況が記されていない限り、文献史料と遺跡としての城跡を直接結びつけることは基

本的に不可能である。「杉山城問題」の本質は、考古学の研究成果にあり、それと合致したからこそ【史料1】が注目されたのである。だから、文献史料をいくら批判したところで、「杉山城問題」は消えてなくなる。では、考古学に対する批判についてはどうか。考古学に対する批判も、理解に苦しむものである。なぜ、杉山城が考古学的に十五世紀後半から十六世紀前半に比定されたのか、その理由をきちんと理解しているように思えない。そもそも、なぜ瀬戸美濃の陶磁器ばかりを問題にするのか。ほかにどのような種類の遺物が出土し、それらの遺物の特性はどのようなものであり、それらがどのような組成をもつてどのような状況で出土したのか。そうした考古学的な考察方法に関する言及がないまま、ただ瀬戸美濃の陶磁器は新しい時期の城跡からも出土するから杉山城の年代観は間違っていると主張して、批判になるのだろうか。藤澤氏や関東の考古学者たちは、そのようなことすら知らず考えもせず、これまで安易に杉山城などの城跡や中世遺跡の年代を比定し、今に至るまで議論してきているのだろうか。鉄砲玉にしても、なぜ近世の可能性を考えないのだろうか。近世の百姓が狩猟や鳥獣害対策のために鉄砲を所持し使用していたことや、城跡から出土した鉄砲玉が必ずしも戦国期のものとは限らないことは、以前から知られている。そのため、鉄砲玉の成分分析や出土状況をきちんと確認しないかぎり、短絡的な評価はできないのではない。齋藤慎一氏が「担当者は瀬戸美濃製品の遺物編年だけで杉山城の時期を決めているわけではありません」「杉山城の年代決定が遺物組成と出土状況から確定されたものであり、大窯編年の年代が下がつても城館の年代観にとって意味がないことは自明である」（中井均・齋藤慎一『歴史家の城歩き』高志書院、二〇一六年、一九六頁、二四八頁）と、中井均氏が「考古学でいえば一五世紀後半もしくは一六世紀前半の遺構である」としか、評価のしようがない」（同二〇四頁）と述べていることの意味が伝わっていないようである。文献史料に対する批判も含め、学際的研究の難しさを改めて感じざるをえない。

杉山城をめぐる議論は、もう出尽くしている。文献史学・考古学による議論は、新出史料の登場か、新たな発掘調査の実施がない限り、もはや進展しない。仮に北条氏の文書に杉山城が明確に登場したり、十六世紀後半の遺物が多数出土したりすれば、当然筆者としても戦国後期の城と考えるようになるだろう。しかし、現状において出揃っている情報は戦国前期なのであるから、そうとしかいいようがないのである。当たり前だが、無理やり戦国前期の城に仕立て上げようなどと思っているわけではない。文献史学・考古学側はそのような状況なのであるから、それよりも今は縄張研究内部での議論こそ必要であろう。文献史料も発掘調査成果も問題だらけで信用できないなら、それで構わない。そうであるならば、文献史料も発掘調査成果も一切使わずに、縄張だけで杉山城が戦国後期の北条氏の城であることを論証すればいい話である。杉山城の縄張のどこをどうみれば北条氏だとわかるのか、その根拠は何なのか。北条氏以外ではない根拠、古い時期ではない根拠は何なのか。戦国前期ではありえない、戦国後期で間違いのないのであれば、それを大方の研究者が納得する形でわかりやすく提示してくれさえすればそれで済む話である。筆者も研究を始める前は、当然のように戦国後期の北条氏の城だと思っていた。しかし、研究を進めていくうちに、その根拠が何になるのか、結局見出せなかったのである。おそらく、多くの研究者が同様の経験をしているだろう。だからこそ、もし縄張だけで論証できるのであれば、して頂きたいというのが素直な気持ちである。文献史学の研究者も考古学の研究者も、実はそれを待ち望んでいるのであるが、いまだに具体的な形で示されたことはない。それこそ、縄張研究を専門とする研究者の責務なのではないか。

最後に、拙稿③でも少し言及したが、「一部の文献史学研究者が城郭研究（特に縄張り研究）に対して抱く根強い生理的嫌悪感情のようなものを垣間見た気がした。また、その感情がある故か、城郭研究への批判のためには自身の研究分野の信頼性を損なわせるような明らかに無理押

しといえる見解を平然と公言できる姿勢に、正直驚かされた」（中西論文①七七頁）、「杉山城問題」を問い掛けた者・支持した者の意図については：文献史学側が歴史考古学の成果に文字史料の裏付けを与える「協働」関係を以て、かつての城郭史研究の如き主導的地位を取り戻す、というものである」（同八一頁）、「自ら反論するのではなく、自分は引用しただけに過ぎないとして、藤澤良祐ら「杉山城問題」に係りした考古学研究者の側に説明の全責任を背負わせようとする態度を示した」（中西論文②二三三頁）、「進化論的型式学に対する否定的感情が頑強に内在し」（同二三一頁）などのように、一連の批判には学問的な議論にはほど遠い、感情むき出しの発言や憶測・思い込みに基づく発言があまりに多すぎる。批判をうけて感情的になってしまいう気持ちはわからなくはないが、このような一連の発言は、自らが意図していることとは裏腹に、縄張研究全体のイメージを悪化させかねないものであることに気づいて頂きたい。下高大輔氏の懸念が伝わらなかったことも残念である（同「考古学的な織豊期城郭研究の視点とその方法に関する基礎的整理―パーツ論・構造論、そして縄張り論へ―」『織豊城郭』第二三号、二〇一三年）。一連の発言には、学問を愛し学問に携わるものとして大変衝撃を受けたとともに、極めて残念であり、深い悲しみを覚えたということを改めて申し上げておく。筆者としては、自分が真剣に取り組んできた研究が「生理的嫌悪感情」によるもので「城郭研究への批判のため」「主導的地位を取り戻す」ために行っていると評されてしまった以上、もはや議論することは不可能だし、するつもりも一切ない。

(70) 前掲注(5) 松岡論文、注(7) 北爪論文。

(71) 前掲注(6) 峰岸論文九四・九五頁。

(72) 「矢部定藤軍忠状写」(『南関』一一一五号、水戸彰考館所蔵諸家文書纂十三所収)。

(73) 「水野致秋軍忠状」(『南関』二二〇九号、尾張水野文書)。

(74) 「石塔頼房軍勢催促状」(『南北朝遺文 四国編』二六五九号、伊達文書)。

- (75) 「深堀時廣軍忠状」(『南九』五〇〇六号、肥前深堀文書)、「田原氏能軍忠状」(『南九』五一七一号、豊後人江文書)。
- (76) 「別府幸実軍忠状写」(『南関』一四八〇号、集古文書二十四)。
- (77) 「史料纂集 古記録編 松陰私語」四七頁。
- (78) 「深堀時忠軍忠状」(『南九』四九三九号、肥前深堀文書)、「麻生宗光軍忠状」(『南九』三九三〇号、筑前麻生文書) など。
- (79) 「毛利元春軍忠状」(『南九』五一一二号、毛利家文書)。
- (80) 「大嶋政軍忠状」(『南九』五四一九号、九州大学文学部所蔵来島文書)。
- (81) 「青方重軍忠状」(『南九』五七〇三号、肥前青方文書)。
- (82) 「岡本隆弘着到状写」(『南東』六八五号、秋田藩家蔵文書十)。
- (83) 「小野寺顕通着到状」(『南関』二七二号、上野小野寺文書)。
- (84) 「鎌倉大草紙」(『新編埼玉県史』資料編八中世四、四五頁)。
- (85) 「旅宿問答」(『新編埼玉県史』資料編八中世四、七四八頁)。
- (86) 前掲注(5) 松岡論文。
- (87) 「新次為行軍忠状写」(『南東』三〇二二号、楓軒文書纂五十八諸家文書六)。
- (88) 「今川満範書状」(『南九』五四一二号、大隅欄寝文書)。
- (89) 「石河妙円・同光親軍忠状写」(『南関』三三二三号、諸州古文書二十五)。
なお、「向城」という表現もみられるが、実態はほとんど同じものと思われる。「向城」については、呉座勇一「南北朝期の戦術と在地領主」(高橋典幸編『生活と文化の歴史学五 戦争と平和』竹林舎、二〇一四年)を参照。
- (90) 「相馬胤藤着到状」(『南東』一二五三三号、相馬岡田文書)。
- (91) 関口和也「陣の様相」(『戦乱の空間』第一五号、二〇一六年)では、東国では平地の「陣」がほとんどであるため、「相山之陣」は山の上にあった可能性は低いとするが、理解しがたい。
- (92) 「別府尾張入道代内村勝久着到状」(『新編埼玉県史』資料編五、六八九号、別府文書)。
- (93) 「周布士心軍忠状写」(『南九』四九八二二号、萩藩関閣録百二十一之一)。
- (94) たとえば「深堀時廣軍忠状」(『南九』五一〇〇号、肥前深堀文書)など、数多くみられる。
- (95) 前掲注(5) 松岡論文。
- (96) 前掲注(3) 宮武論文一六頁。
- (97) 前掲注(6) 峰岸論文九五頁。
- (98) 前掲注(4) 落合論文一六八頁。
- (99) 「山内通忠軍忠状」(『南九』五一六三三号、山内家文書)。
- (100) 「得江頼員軍忠状」(『南関』一一七五号、尊経閣文庫所蔵得江文書)。
たとえば「大友親世書状」(『南九』五二六二号、薩摩島津家文書)に「取籠菊池陣城」と、「相良前頼書状」(『南九』五六五九号、大隅欄寝文書)に「去月十二日陳城被召候て」とある。
- (102) 「和賀義勝代野田盛綱軍忠状」(『南東』一〇五一号、東北大学日本史研究所蔵鬼柳文書)。
- (103) 齋藤慎一「中世城館の規範性」(橋口定志編『中世社会への視点』高志書院、二〇一三年) など。
- (104) 齋藤慎一「文献史料から読む十五世紀の城館」(萩原三雄・中井均編『中世城館の考古学』高志書院、二〇一四年) 四六三頁。
- (105) 前掲注(3) 宮武論文。
- (106) 『太平記』一七 山門攻事(『日本古典文学大系 太平記』二、岩波書店、一九六一年、一七五頁)。
- (107) 「長祿寛正記」(『群書類従』第二〇輯 合戦部、三三五頁)。
- (108) 「応仁記」(『群書類従』第二〇輯 合戦部、四〇四頁)。
- (109) 「鷲頭弘員注進状」(『南関』一一八〇号、長門三浦家文書)。
- (110) 「山内松若丸通忠代景山時朝軍忠状」(『南関』二二六三八号、長門山内首藤家文書)。
- (111) 中澤克昭「城郭観の展開」(同『中世の武力と城郭』吉川弘文館、一九九九年)の注(84) 参照。
- (112) なお、【史料7】に登場した「宿所」は、「役所」とほぼ同義の可能性が

あるが、写しの史料であるため、一般的にみられる「宿直」の誤りの可能性もある。

- (113) 『史料纂集 古記録編 松陰私語』三三―三五頁。
- (114) 『史料纂集 古記録編 松陰私語』三八頁。
- (115) 『出羽宗雄軍忠状』（「南九」一三六二号、肥後志賀文書）。
- (116) 中澤克昭「空間としての城郭とその構造」（前掲注（Ⅲ）中澤著書）。
- (117) 前掲注（50）。
- (118) 前掲注（89） 吳座論文。
- (119) 「頼印大僧正絵詞」（『群馬県史』資料編六中世二、八五四頁）。
- (120) 「森本為時并一族軍忠状写」（『兵庫県史』史料編九、北河原氏家藏文書六号）。
- (121) 「島津忠兼軍忠状」（『兵庫県史』史料編九、越前島津家文書一九号）。
- (122) 中井均・齋藤慎一編『歴史家の城歩き』（高志書院、二〇一六年）一〇七・一〇八頁。中井均『城館調査の手引き』（山川出版社、二〇一六年）二二・二三頁。
- (123) 『ひょうごの遺跡』第五〇号（二〇〇四年）四・五頁。
- (124) 荻野将盛「河越館跡―山内上杉氏陣所期を中心として―」（藤木久志監修・埼玉県立歴史資料館編『戦国の城』高志書院、二〇〇五年）、田中信「河越館」（峰岸純夫・齋藤慎一編『関東の名城を歩く 南関東編』吉川弘文館、二〇一一年）など。